

高等学校等就学支援金について

高等学校等就学支援金の趣旨

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を創設し、家庭の教育費負担を軽減します。

高等学校等就学支援金の支給額は、公立高校生が負担軽減される額と同額の月額9,900円（年間118,800円）です。また、保護者の所得によって、さらに加算される場合があります。

高等学校等就学支援金の支給対象者

下記の学校に在学する方が対象になります。

- 私立高等学校*（全日制課程、定時制課程、通信制課程）
- 私立専修学校の高等課程

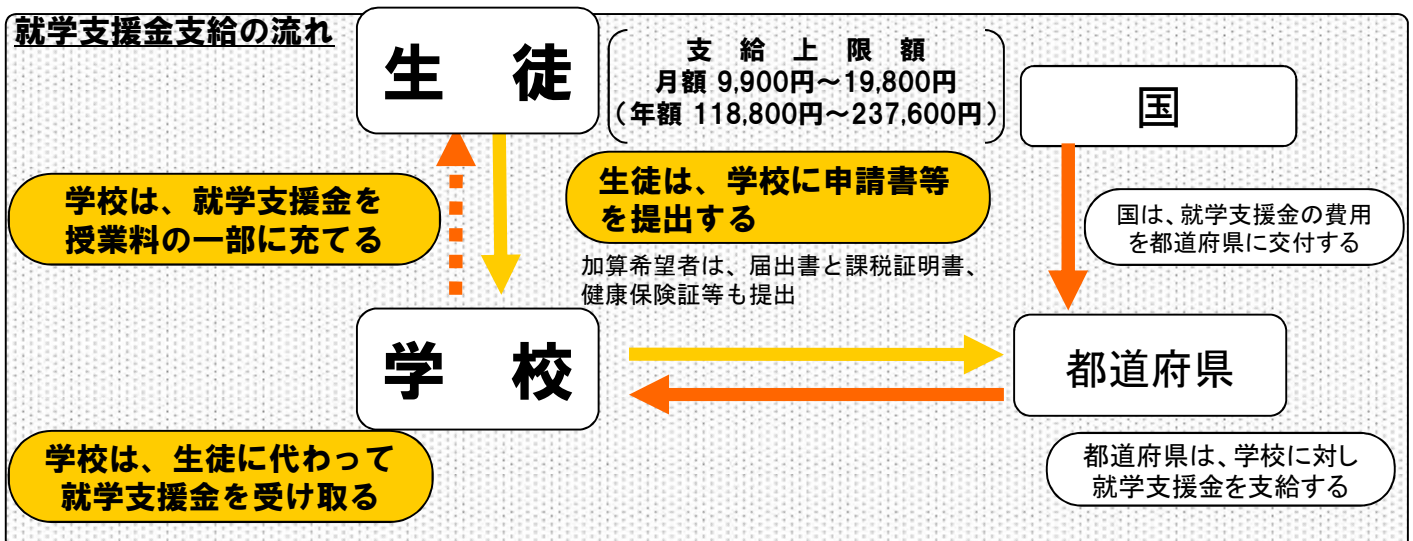
*：専攻科及び別科は制度の対象外です

高等学校等就学支援金の加算対象者

保護者が以下に該当する場合、就学支援金の加算が受けられます。

- ○保護者（父母合算）の市町村民税所得割が
- (18,900円 + 16歳未満の扶養親族者数 × 21,300円 + 16歳以上19歳未満の扶養親族者数 × 11,100円) 未満の場合 ※加算届出のリーフレットもご覧ください。
→ 加算後の年間支給額178,200円（1.5倍に加算）
- ○保護者（父母合算）の市町村民税所得割が非課税の場合
→ 加算後の年間支給額237,600円（2倍に加算）

就学支援金支給の流れ



★ 裏面にQ&Aがあります

高等学校等就学支援金制度 Q & A

Q1. 本制度の実施により、どのような効果を期待しているのですか？

社会全体の負担により生徒のみなさんの学びを支えることを通じて、将来、みなさんが我が国社会の担い手として広く活躍されることを期待しています。

Q2. 就学支援金は、誰が受け取るのですか？

学校が、生徒本人に代わって受け取り、その授業料に充てることとなります。生徒本人（保護者）が直接受け取るものではありません。なお、学校の授業料と就学支援金の差額については、生徒本人（保護者）が支払う必要があります。

Q3. 制度の対象となるのは授業料のみですか？

学校が就学支援金を充てることができるのは、正規の生徒の授業料のみです（科目履修生・聴講生は対象ではありません）。入学金、教科書代や修学旅行費等、授業料以外の学費は対象とはなりません。

Q4. 所得や年齢による制限はありますか？

所得や年齢による制限はなく、対象となる学校に在学する生徒に対して支給されます（月額9,900円（年額118,800円）を限度）。また、保護者の所得に応じて一定額加算（1.5～2倍）されます。詳しくは加算届出に関するリーフレットをご覧ください。

- ・保護者（父母合算）の市町村民税所得割が（18,900円＋16歳未満の扶養親族者数×21,300円＋16歳以上19歳未満の扶養親族者数×11,100円）未満の場合
→加算後の年間支給額178,200円（1.5倍に加算）
- ・保護者（父母合算）の市町村民税所得割が非課税の場合
→加算後の年間支給額237,600円（2倍に加算）

Q5. 対象となる学校に在学している場合、誰でも支給を受けることができますか？

高等学校等を既に卒業したことがある生徒や、修業年限を超えて在学している生徒は支給の対象となりません。

Q6. 必要な手続きはありますか？

申請書の提出（学校から配布されます）が必要です。

また、所得に応じた加算を希望する場合、届出書と市町村民税の課税証明書、健康保険証等の提出が必要です。詳しくは加算届出に関するリーフレットをご覧ください。